(別表)日常生活用具給付等事業対象用具(障害者等)

	種目	対象者	耐用年数	補助基準額(円)
介護•訓	特殊寝台	重度の下肢又は体幹機能障害	8年	154,000
練支援	特殊マット		5年	19,600
用具	特殊尿器	※特殊マットについては、重	5年	67,000
	入浴担架	度知的障害児(者)•精神障害	5年	82,400
	体位変換器	児(者)も対象	5年	15,000
	移動用リフト		4年	159,000
	訓練イス(児のみ)		5年	33,100
	訓練用ベッド(児のみ)		8年	159,200
自立生	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害	8年	90,000
活支援	便器	重度の下肢又は体幹機能障害	8年	4,450
用具				手すり付の場合
				5,400
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体	3年	木材 2,200
		幹機能障害		軽金属 3,000
	移動•移乗支援用具		8年	60,000
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体	3年	
		幹機能障害、てんかんの発作等		
		により頻繁に転倒する重度知		
		的障害児(者)・精神障害者		12,160
	特殊便器	重度の上肢障害	8年	151,200
	火災警報器	障害種別に関わらず火災発生	8年	15,500
	自動消火器	の感知・避難が困難な重度障害	8年	
		者のみの世帯		28,700
	電磁調理器	重度の視覚障害(視覚障害のみ	6年	
		の世帯)		41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	重度の視覚障害	10年	7,000
	聴覚障害者用屋内信号装置	重度の聴覚障害	10年	87,400
在宅療	透析液加温器	腎臓機能障害でCAPD利用者	5年	51,500
養等支	ネブライザー(吸入器)	3級以上の呼吸器機能障害又	5年	36,000
援用具	電気式たん吸引器	はそれと同程度	5年	56,400
	ネブライザー(吸入器)・電気式た		5年	
	ん吸引器(両用型)			92,400
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者	10年	17,000
	人工呼吸器用自家用発電機、外部バッテ	人工呼吸器の装着が必要な障	5年	
	リー、又は蓄電池(いずれか1品目)	害者等		100,000
	盲人体温計(音声式)	重度の視覚障害(視覚障害のみ	5年	9,000
	盲人用体重計	の世帯)	5年	18,000
	動脈血中酸素飽和度測定器	3級以上の呼吸器機能障害、心	5年	157,500
	(パルスオキシメーター)	臓機能障害又はそれと同程度	J +	137,300

標準型 A 32 マス 18 行、両面書所真鍮板製 B 32 マス 19 行、両面書プラスチックス製 携帯用 A 32 マス 4 行、片面書アパミューム製 B 32 マス 12 行、片面書アパミューム製 点字タイプライター 視覚障害者用ポータブルレコーダー 視覚障害者用活字文書読上げ装置 視覚障害者用拡大読書器	98,800 100,000 383,500 標準型 A 10,400 B 6,600 携帯用 A 7,200 B 1,650 63,100 録音再生機 89,800 再生専用機 36,750 115,000 198,000 触読時計
通支援 信報・通信支援用具(P C 周辺機器等) 重度の上肢機能障害又は視 一	383,500 標準型 A 10,400 B 6,600 携帯用 A 7,200 B 1,650 63,100 録音再生機 89,800 再生専用機 36,750 115,000 198,000
一点字ディスプレイ 富ろう、視覚障害 6年 信名字器 標準型 A 32 マス 18 行、両面書所真鍮板製 B 32 マス 19 行、両面書プ ラスチックス製 携帯用 A 32 マス 4 行、片面書アルミニューム製 B 32 マス 12 行、片面書ア シラスチックス製 点字タイプライター 視覚障害者用ポータブルレコーダー 視覚障害者用活字文書読上げ装置 視覚障害者用拡大読書器は級を問わない。) 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	383,500 標準型 A 10,400 B 6,600 携帯用 A 7,200 B 1,650 63,100 録音再生機 89,800 再生専用機 36,750 115,000 198,000
点字器 標準型 A 32 マス 18 行、両面書所真鍮板製 B 32 マス 19 行、両面書プラスチックス製 携帯用 A 32 マス 4 行、片面書アルミューム製 B 32 マス 12 行、片面書ア・ラスチックス製 点字タイプライター 視覚障害者用ポータブルレコーダー 視覚障害者用活字文書読上げ装置 視覚障害者用拡大読書器	標準型 A 10,400 B 6,600 携帯用 A 7,200 B 1,650 63,100 録音再生機 89,800 再生専用機 36,750 115,000 198,000
標準型 A 32 マス 18 行、両面書所真鍮板製 B 32 マス 19 行、両面書プラスチックス製 携帯用 A 32 マス 4 行、片面書アルミューム製 B 32 マス 12 行、片面書ア・ラスチックス製 点字タイプライター 視覚障害者用ポータブルレコーダー 視覚障害者用活字文書読上げ装置 視覚障害者用拡大読書器	A 10,400 B 6,600 携帯用 A 7,200 B 1,650 63,100 録音再生機 89,800 再生専用機 36,750 115,000 198,000
A 32 マス 18 行、両面書所真鍮板製B 32 マス 19 行、両面書プラスチックス製携帯用A 32 マス 4 行、片面書アルミューム製B 32 マス 12 行、片面書ア・ラスチックス製点字タイプライター視覚障害者用ポータブルレコーダー視覚障害者用ボータブルレコーダー視覚障害者用拡大読書器は級を問わない。) 重度の視覚障害 5年 6年 8年 7月 6年 6年 8年	B 6,600 携帯用 A 7,200 B 1,650 63,100 録音再生機 89,800 再生専用機 36,750 115,000 198,000
日 32 マス 19 行、両面書が、ラスチックス製携帯用 A 32 マス 4 行、片面書が、ラスチックス製 B 32 マス 12 行、片面書が、ラスチックス製 点字タイプライター 視覚障害者用ポータブルレコーダー フェーター 視覚障害者用活字文書読上げ装置 視覚障害者用拡大読書器	携帯用 A 7,200 B 1,650 63,100 録音再生機 89,800 再生専用機 36,750 115,000 198,000
携帯用 A 32 マス 4 行、片面書アルミニューム製 B 32 マス 12 行、片面書ア゚ラスチックス製 点字タイプライター 視覚障害者用ポータブルレコーダー 視覚障害者用活字文書読上げ装置 視覚障害者用拡大読書器 場 携帯用 5 年 携帯用 5 年 5 年 6 年 8 年	A 7,200 B 1,650 63,100 録音再生機 89,800 再生専用機 36,750 115,000
携帯用 A 32 マス 4 行、片面書アルミニューム製 B 32 マス 12 行、片面書プラスチックス製 点字タイプライター 視覚障害者用ポータブルレコーダー 視覚障害者用活字文書読上げ装置 視覚障害者用拡大読書器 8 年	A 7,200 B 1,650 63,100 録音再生機 89,800 再生専用機 36,750 115,000
B 32 マス 12 行、片面書プラスチックス製点字タイプライター 重度の視覚障害 視覚障害者用ポータブルレコーダー (ただし、点字器と視覚障害者用拡大読書器は級を問わない。) 視覚障害者用活字文書読上げ装置視覚障害者用拡大読書器 6年	B 1,650 63,100 録音再生機 89,800 再生専用機 36,750 115,000
点字タイプライター 視覚障害者用ポータブルレコーダー 重度の視覚障害 (ただし、点字器と視覚障害者用拡大読書器は級を問わない。) 1 日本 1 日本	63,100 録音再生機 89,800 再生専用機 36,750 115,000 198,000
視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機 89,800 再生専用機 36,750 115,000 198,000
割割	89,800 再生専用機 36,750 115,000 198,000
視覚障害者用活字文書読上げ装置 6年 視覚障害者用拡大読書器 8年	再生専用機 36,750 115,000 198,000
視覚障害者用活字文書読上げ装置 6年 視覚障害者用拡大読書器 8年	36,750 115,000 198,000
視覚障害者用拡大読書器 8年	115,000 198,000
視覚障害者用拡大読書器 8年	198,000
	10,300
	音声時計
	13,300
聴覚障害者用通信装置 聴覚障害又は音声言語機能 5年	71,000
障害(音声言語は 4 級以上) F	AX 30,000
聴覚障害者用情報受信装置 聴覚障害 6年	88,900
	笛式
4年	5,000
	電動式
5年	70,100
視覚障害者用情報受信装置	29,000
視覚障害者用ワードプロセッサー(共 -	1,030,000
同利用) 「「「「「」」 「「」 「「」」 「「 「	_
点字図書 - 排泄管 ストーマ装具 ストーマ造設者、高度の排 2ヶ月 著	
	新使表 17,716
	ー 7,7 10 蓄尿袋
円具 ・	^金
	35,432
紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サ	·
ラシ・ガーゼ等衛生用品)	24,000
収尿器 1 年 男	男性用
男性用 A 普通型	A 7,700
B 簡易型	В 5,700
	女性用
B 簡易型	A 8,500
	B 5,900
住宅改 居宅生活動作補助用具 3級以上の下肢、体幹機 - 修費 能障害又は乳幼児期非進 行性脳病変 70世級病変	200,000

日常生活用具給付等事業対象用具(難病患者等)

種目	対象者	耐用年数	補助基準額(円)			
便器			4,450			
	常時介護を要する者	8年	手すり付の場合			
			5,400			
特殊マット	寝たきりの状態にある者	5年	19,600			
特殊寝台		8年	154,000			
特殊尿器	自力で排尿できない者	5年	19,600			
体位変換器	寝たきりの状態にある者	5年	15,000			
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	8年	90,000			
移動・移乗支援用具 (手すり、スロープ等)	下肢が不自由な者	8年	60,000			
電気式たん吸引器	呼吸の機能に除事のもスタ	5年	56,400			
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者	5年	36,000			
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	4年	159,000			
居宅生活動作補助用具		-	200,000			
特殊便器	上肢機能に障害のある者	8年	151,200			
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	8年	159,200			
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく 困難な難病患者等のみの世帯及び これに準ずる世帯	8年	28,700			
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	5年	157,500			

※種目の性能及び対象者の範囲については、平成 23 年 3 月 25 日厚生労働省健康局長通知(健発 325 第 4 号)の「難病特別対策推進事業実施要綱」に準じます。